

# その治療、健康保険が 使えないかも



## 健保だより

令和3年8月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1060号  
(令和3年8月10日発行)に掲載の  
「健保とあなた」と同じ内容です

### <通勤途上や工作中的のケガ>

●通勤途上や工作中的のケガなどで、労災保険が適用される場合は、健康保険は使用できません。すみやかに勤務先にご連絡ください。通勤途上のケガなどで労災保険に該当するか判断が難しい場合は、労働基準監督署にご相談ください。



### <接骨院や整骨院での施術>

- 接骨院や整骨院は、健康保険が使える範囲が限られます。次の場合は、健康保険は使用できませんのでご注意ください。
- ・日常生活の疲れや肩こり・スポーツなどによる肉体疲労
- ・加齢による腰痛や五十肩など
- ・病院などで治療中の部位の施術



また、長期間施術しても症状が良くならない場合は、他の病気の可能性もあります。医療期間の受診をお勧めします。

### <交通事故や暴力などによるケガ>

●交通事故や暴力、犬にかまれたなどケガをさせられた相手がいる場合は、治療費などについては、本来加害者が支払うべきものですが、健康保険組合に届出をすれば健康保険が使える場合があります。まずは、健康保険組合にご連絡ください。

当健康保険組合では、原因のわからないケガなどについて、「負傷原因照会」を実施しています。

医療費の適正化のため、ご協力よろしくお願い申し上げます。

